

令和4年4月 15 日

スイカ果実汚斑細菌病菌に関する輸入検疫措置の実施

1. 経緯

今般、輸入されたせいようかぼちゃとにほんかぼちゃの交雑種の種子及びにがうりの種子から植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の2に規定し、発生国に対して栽培検査、LAMP 法等の検定等を要求しているスイカ果実汚斑細菌病菌(*Acidoborax avenae* subsp. *citrulli*)の生菌が検出された。

- せいようかぼちゃとにほんかぼちゃの交雑種(*Cucurbita maxima* × *Cucurbita moschata*)
- にがうり (*Momordica charantia*)

2. 対応

スイカ果実汚斑細菌病菌の我が国への侵入を防止するため、規則別表2の2の第 19 項に掲げる地域に対して、WTO/SPS 緊急通報により、以下の内容を要請予定。

- ① せいようかぼちゃとにほんかぼちゃの交雑種及びにがうりの生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供するものについて、規則別表2の2の第 19 項に掲げる基準(適切な遺伝子的手法等によりスイカ果実汚斑細菌病菌が付着していないことを確認し、その旨を検査証明書に追記。)に適合すること。
- ② 本措置の発効は、緊急通報の通報日から約 30 日後(5月下旬の特定の日を指定する予定)

3. 会員への情報提供のお願い

せいようかぼちゃとにほんかぼちゃの交雑種及びにがうりがスイカ果実汚斑細菌病菌の宿主植物となることが新たに判明した。このため、我が国向けに輸出するこれら植物に対する暫定的な措置として、規則別表2の2の第 19 項に掲げる地域に対して、同項に掲げる基準に適合することを要請する予定である。本措置は WTO/SPS 緊急通報の通報日から約 30 日後に発効し、発効日以降に発行された上記の追記がされていない検査証明書を添付し輸入されたこれら植物については、廃棄又は返送の措置となる。

一方、発効までの期間における侵入を防止するため、発効前については検査証

明書に追記がない場合は、植物防疫所において輸入検査時に精密検定を行う。

<輸入検査時の精密検定>

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として規則別表2の2の第 19 項に掲げる地域から輸入される、せいようかぼちゃとにほんかぼちゃの交雑種及びにがうりの生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供するもの

② 対応を行う期間

令和4年4月 18 日から当面の間(なお、にがうりの種子については、令和4年3月4日から対応中)

③ 精密検定

次の数量について、スイカ果実汚斑細菌病菌を対象として遺伝子的手法による検定を実施

輸入された植物	検定対象
種子	1,000 粒 (同一の検査単位に含まれる種子が 10,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%)
苗、切穂	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量の検査の結果、症状又は症状の疑いがあるもの